

山鹿市最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱

山鹿市最低制限価格制度実施要綱（平成21年山鹿市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2項中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第1項及び第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に競争入札の公告、指名通知等を行う建設工事について適用し、同日前に競争入札の公告、指名通知等を行う建設工事については、なお従前の例による。